平成31年4月26日

毎週月.水.金曜日発

## 富山県報

号 外(2)

目

次

## 選挙管理委員会告示

○政治資金規正法第17条第2項の適用

1

## 富山県選挙管理委員会告示第45号

政治資金規正法第17条第2項の適用について

政治資金規正法(昭和23年法律第 194号)第17条第2項の規定により、次の政治団体は、平成31年4月2日以降、政治活動(選挙運動を含む。)のために寄附を受け又は支出をすることができない団体となったので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成31年4月26日

富山県選挙管理委員会

委員長野 尻 昭 一

政治団体の名称			代表者 の氏名				計員の日	責任者 氏 4		主たる事務所の所在地
四十九清治後持	爰会	山	内	重	均	高	畑	孝	与	高岡市手洗野1285
国 清	会	四十	九	清	治	高	畑	孝	与	高岡市手洗野1285

平成31年4月26日印刷発行

発 行 富

山 県 富山県富山市新総曲輪1番7号 電話富山 076-444-3153番